

理事の職務権限規程
(平成 30 年 9 月 20 日)

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)

本規程は、一般財団法人社会変革推進機構（以下、「本法人」という。）の理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第 2 条 (定義)

本規程において、理事とは、代表理事たる理事長、業務執行理事たる常務理事及び理事をいう。

第 3 条 (法令等の順守)

理事は、法令、定款及び本法人が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行して定款に定める本法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第 2 章 理事の職務権限

第 4 条 (理事)

理事は、理事会を組織し法令及び定款の定めるところにより、本法人の業務の執行の決定に参画しなければならない。

第 5 条 (理事長)

理事長の職務権限は、別表 1 及び 2 に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第 6 条 (常務理事)

常務理事の職務権限は、別表 1 及び 2 に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、本法人の業務を分掌、執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第 3 章 補 則

第 7 条 (細則)

本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 (平成 30 年 9 月 20 日)

本規程は、一般財団法人社会変革推進機構の登記の日 (平成 30 年 9 月 20 日) から施行する。

(別表 1) 理事の職務権限

	理事長	常務理事
事業関係		
貸付事業の実施に係る事務手続き		○
助成事業の実施に係る事務手続き(ただし、軽微な変更手続きを除く)		○
調査研究事業の実施の決定		○
広報事業の実施の決定		○
その他事業の実施の決定		○
外部評価、第三者評価の実施の決定	○	
評価の実施に係る事務手続き		○
評価結果の公表		○
監督関係		
随時監査の実施の決定	○	
助成事業に係る不正行為への対応方針の決定	○	
管理業務関係		
役職員の人事に関する事項	○	
嘱託の委嘱及び解嘱		○
派遣・臨時雇用員等の雇用		○
基本財産の管理	○	
その他財産の管理、運用	○	
理事会が決議した価格の範囲内の固定資産の処理	100万円を超えるもの	○
	100万円以下のもの	○
法人税等の申告		○
固定資産税等の申告		○

法定調書の提出		○
未払金計上		○
有価証券の買入れ、売却	○	
資金計画の承認	○	
労働協約の締結		○
緊急事態対策室の招集	○	
外部団体・機関に対する後援		○
外部団体への加入及び脱退、会費等の支払		○
外部に対する照会・連絡等又は外部からの照会・連絡等に対する回答で特に重要なもの	○	
外部に対する照会・連絡等又は外部からの照会・連絡等に対する回答で重要なもの		○
その他本法人の運営、管理に関する事項で特に重要なもの	○	
その他本法人の運営、管理に関する事項で重要なもの		○
出張関係		
理事長	○	
役員(理事長を除く)	○	
その他の者(職員、囑託、外部の依頼者等)		○
日程・出張者の一部変更		○
出張中止		○

(別表2) 理事長及び常務理事の職務分掌

理事長	監査部
常務理事 A	総務部、経理財務部
常務理事 B	事業本部、調査研究部、広報部